資 料

都道府県別の在宅療養児に対する 訪問看護ステーションの需給状況

Supply and demand situation of home-visit nursing station for children requiring medical care at home by prefecture

西 留美子 榎本 晃子 田口 (袴田) 理恵
Rubiko Nishi Akiko Enomoto Rie Hakamada-Taguchi

キーワード: 訪問看護ステーション、在宅療養児、都道府県

key words: home-visit nursing station, children requiring medical care at home, prefecture

要 旨

近年高度な医療的ケアが必要な在宅療養児は増加しており、訪問看護の担う役割は増大しているが、訪問看護ステーションにおける在宅療養児の受け入れは、困難な状況にあることが報告されている。また、訪問看護サービスの需給状況には、地域格差があることが報告されているが、これまで在宅療養児に関する全国レベルの分析はなされていない。そこで本研究では、在宅療養児に訪問看護を行っている訪問看護ステーション数と人口並びに障害者福祉手当受給者数との比をもって在宅療養児に対する訪問看護ステーションの需給状況の指標とし、都道府県レベルでの地域格差が存在するか否かを検討した。結果、20歳未満の人口10万人当たりの20歳未満の在宅療養児への訪問実績のある訪問看護ステーション数には、都道府県間で最大6.3倍の差が存在し、人口10万人当たりの全訪問看護ステーション数の4.2倍に比しても大きい地域間格差が存在することが示唆された。今後は在宅療養児に対する訪問看護ステーション需給状況の良好な都道府県からベストプラクティス事例を収集し、小児訪問看護師の育成や確保に有効な方策を明らかにし、全国に普及可能なプログラムを開発していくことが望まれる。

I. はじめに

本邦における 20 歳未満の超重症心身障害児の発生数は、杉本ら¹⁾ の報告によれば、1000 人対 0.19 から 0.45 となっており、そのうち約 7 割の 超重症心身障害児は、在宅で療養を行っていると考えられている。さらに近年、在宅療養児を対象にした調査²⁾ によれば、療育手帳所持者の障害の程度は、「重度」が増加しており、医療的ケアを必要とする在宅療養児が増加している事が推測される。医療的ケアを必要とする在宅療養児は、デイサービスやショートステイなどのサービスが得

にくい状況にあり³⁾、その医療的ケアは家族、とりわけ大半は母親に委ねられていることから³⁾、在宅療養児の健康管理や家族支援を担う訪問看護の役割は大きい。

近年、介護保険利用者や要介護認定者の増加⁴、医療保険での訪問看護利用者の増加⁵⁾ とともに訪問看護の需要が高まるも、訪問看護ステーションの開設数は微増に留まっていたが、2012年度の介護報酬と診療報酬の同時改定により訪問看護が手厚く評価された結果、訪問看護ステーションの開設数は、増加の傾向に転じている⁴⁾。また、訪問看護サービスの受け入れ可能状況についても、

受付日: 2014年10月20日 受理日: 2015年1月13日

共立女子大学 看護学部 地域在宅看護学

全国で92.7%、(1,605)の市町村では新規の訪問看護サービスが利用可能な状況にあることが報告されており⁶⁾、訪問看護ステーションの充足状況は、急速に改善しつつあると言える。

一方で、小児からの訪問依頼がある訪問看護ス テーションの中で、訪問を断った事がある訪問看 護ステーションは7割以上存在することが報告さ れており⁷⁾、訪問看護ステーション全体では、新 規の療養者の受け入れが可能な状況であるにもか かわらず、在宅療養児の訪問の受け入れは困難な 状況であることが知られている。現在、重症度の 高い在宅療養児が増加していることから2),3)、今 後ますます訪問看護の需要が増大すると思われ る。また、全国的にみると、訪問看護ステーショ ンの充足状態は向上しているが、都道府県レベル で、人口当たりの訪問看護ステーション数に地域 格差がみられることが報告されている⁸⁾。在宅療 養児への訪問可能な訪問看護ステーションにおい ては、その地域格差は一層大きいことが予測され るが、これまでに全国レベルでの分析を行った報 告は存在しない。

そこで、本研究は、在宅療養児に対する訪問看 護ステーションの需給状況を都道府県別に分析 し、地域格差の存在の有無を明確にすることを目 的とする。

Ⅱ. 研究目的

本研究では、20歳未満の在宅療養児に訪問看護を行っている訪問看護ステーション数と人口並びに障害児福祉手当受給者数との比をもって在宅療養児に対する訪問看護ステーションの需給状況の指標とし、都道府県レベルでの地域格差が存在するか否かを明らかにする。

Ⅲ. 研究方法

1. 対象

インターネットで公開されている一般社団法人 全国訪問看護事業協会正会員リスト⁹⁾ で住所が明 らかにされている訪問看護ステーション 4,172 件 (平成 25 年 5 月 29 日現在)を対象とした。

本研究では、訪問看護ステーションの訪問実績の年齢区分は10歳未満、並びに20歳未満とした。また、児童福祉法等の法令では障害児は18歳未満とされているが、本研究では介護サービス情

報公開システム等を用いたため、年齢区分を 20 歳未満にする必要性から、20歳未満を在宅療養 児とする。

2. 分析方法

厚生労働省の運営する「介護サービス情報公開 システム |10) を用いて、介護サービス情報公開シ ステム調査回答前月の、対象訪問看護ステーショ ンの20歳未満の在宅療養児への訪問実績の有無 を調べた (平成26年10月8日現在)。続いてそ れらのデータを都道府県別にまとめ、各都道府県 の全訪問看護ステーション数、10歳未満の在宅 療養児への訪問実績のある訪問看護ステーション 数、20歳未満の在宅療養児への訪問実績のある 訪問看護ステーション数、並びに全訪問看護ス テーションに対する20才未満の在宅療養児への 訪問実績のある訪問看護ステーションの割合を算 出した。さらに、表1に示した各種政府統計をも とに、各都道府県別の人口静態、人口動態、およ び障害児福祉手当受給者数を明らかにし、人口 10万人当たりの訪問看護ステーション数、20歳 未満の人口10万人当たりの20歳未満の在宅療養 児への訪問実績のある訪問看護ステーション数、 10歳未満の人口10万人当たりの10歳未満の在 宅療養児への訪問実績のある訪問看護ステーショ ン数、障害児福祉手当受給者 1,000 人当たりの 20 歳未満の在宅療養児への訪問実績のある訪問看護 ステーション数を求めた。これらのデータを在宅 療養児に対する訪問看護ステーションの需給状況 の指標とし、都道府県レベルでの格差の有無を探 索した。

Ⅲ. 結果

1. 都道府県別の訪問看護ステーション数 (表 2)

訪問看護ステーション数の上位3都道府県は、東京都480件、大阪府414件、兵庫県260件であった。一方、訪問看護ステーション数下位3都道府県は、高知県19件、香川県21件、富山県27件であった。

一方、人口10万人当たりの訪問看護ステーション数では、全国平均3.2件(SD0.9)に対し、鳥取県・福井県は5.5件で最も多く、最も少ない都道府県は愛知県1.3件であった。したがって、人

表 1 都道府県の概況

			人 口**1	20 歳未満の 人口 ^{* 1}	10 歳未満の 人口 ^{* 1}	人口に対する 20歳未満人口 の割合	出 生 数**2	出生数に対する 出 生 時 体 重 2,500 g未満の 割合	障害児福祉手当 等の受給者数 ^{**3}
			(千人)	(千人)	(千人)	(%)	(人)	(%)	(人)
全		国	127,799	22,437	10,600	17.6	1,029,816	9.6	66,449
北	海	道	5,486	874	403	15.9	38,190	9.7	3,323
青	森	県	1,363	224	97	16.4	9,126	9.3	1,058
岩	手	県	1,314	222	100	16.9	9,231	9.7	681
宮	城	県	2,327	410	192	17.6	18,949	9.8	1,023
秋	田	県	1,075	161	71	15.0	6,177	10.0	665
山	形	県	1,161	197	90	17.0	8,159	8.9	817
福	島	県	1,990	347	152	17.4	14,546	10.0	1,217
茨	城	県	2,958	526	243	17.8	22,358	9.7	1,439
栃	木	県	2,000	355	167	17.8	15,588	11.0	753
群	馬	県	2,001	362	166	18.1	14,732	9.6	906
埼	玉	県	7,207	1,283	605	17.8	57,470	9.6	3,276
千	葉	県	6,214	1,071	509	17.2	48,343	9.3	3,035
東	京	都	13,196	2,042	1,006	15.5	109,986	9.4	4,396
神		川県	9,058	1,590	765	17.6	74,320	9.4	4,209
新	潟	県	2,362	401	183	17.0	17,066	9.3	1,295
富	山	県	1,088	186	85	17.1	7,722	8.1	497
石	Ш	県	1,166	212	99	18.2	9,449	9.2	495
福	井	県	803	149	69	18.6	6,461	8.6	389
山	梨	県	857	152	67	17.7	6,198	10.2	436
長	野	県	2,142	388	180	18.1	16,326	9.5	935
岐	阜	県	2,071	382	177	18.4	16,000	9.4	1,258
静	岡	県	3,749	674	321	18.0	30,260	10.2	2,110
愛	知	県	7,416	1,416	686	19.1	66,825	9.6	3,310
Ξ	重	県	1,847	335	156	18.1	14,514	8.9	1,117
滋	賀	県	1,414	282	136	19.9	13,015	9.4	908
京	都	府	2,632	449	210	17.1	20,106	9.7	1,583
大	阪	府	8,861	1,560	731	17.6	72,054	9.4	4,998
兵	庫	県	5,582	1,014	477	18.2	45,673	9.7	3,258
奈	良	県	1,396	247	111	17.7	10,190	9.6	799
和		山県	995	169	76	17.0	7,122	9.1	547
鳥	取	県	585	104	49	17.8	4,759	9.9	360
島	根	県	712	122	57	17.1	5,534	9.7	496
岡	山	県	1,941	353	166	18.2	16,210	9.0	964
広	島	県	2,855	517	249	18.1	24,713	9.6	1,749
山		県	1,442	242	113	16.8	10,705	9.4	761
徳	島	県	780	129	59	16.5	5,666	9.8	372
香	Ш	県	992	175	83	17.6	8,059	8.3	566
愛	媛	県	1,423	245	114	17.2	10,696	9.0	874
高	知	県	758	122	56	16.1	5,266	10.7	344
福	岡	県	5,079	932	454	18.4	45,897	10.0	2,872
佐	賀	県	847	164	77	19.4	7,276	9.7	483
長	崎	県	1,417	254	119	17.9	11,566	8.9	1,011
熊	本	県	1,813	334	160	18.4	15,954	8.9	972
大	分	県	1,191	208	99	17.5	9,605	9.3	668
宮	崎	県	1,131	210	100	18.6	9,854	10.4	789
鹿	児息	島県	1,699	311	150	18.3	14,637	10.4	1,036
沖			1,401	331	166	23.6	17,209	11.4	1,399

^{※ 1} 人口推計(平成 25 年 10 月 1 日現在) http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/List.do?lid=000001118081

^{※ 2} 人口動態(平成 25 年)http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/List.do?lid=000001127058

^{※3} 福祉行政報告例(平成 25 年 8 月分概数) http://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/gyousei/fukushi/m13/08.html

表 2 都道府県別訪問看護ステーションの状況

			訪問看護ステー ション総数 ^{* 4}	人口 10 万人当 たりの訪問看護 ステーション数	20 歳未満への 訪問実績のある 訪問看護ステー ション数 ^{* 4}	20 歳未満の人 口 10 万人当た りの 20 歳未満 への訪問実績の ある訪問看護 テーション数	10 歳未満への 訪問実績のある 訪問看護ステー ション数 ^{* 4}	10歳未満の人口 10万人と 10万人と 10万人と 10歳未満のある 訪問ま看護 アーション数	障害児福祉手当 受給者 1,000 人 当たりの 20 歳 未満の訪問実績 のある訪問看護 ステーション数
			(件)	(件)	(件)	(件)	(件)	(件)	(件)
全		国	4,172	3.2	1,188	5.3	942	8.9	17.9
北	海	道	197	3.6	39	4.5	25	6.2	11.7
青	森	県	44	3.2	7	3.1	5	5.2	6.6
岩	手	県	44	3.3	6	2.7	4	4.0	8.8
宮	城	県	81	3.5	37	9.0	31	16.1	36.2
秋	田	県	28	2.6	6	3.7	4	5.6	9.0
山	形	県	28	2.4	11	5.6	9	10.0	13.5
福	島	県	59	3.0	12	3.5	11	7.2	9.9
茨	城	県	70	2.4	23	4.4	19	7.8	16.0
栃	木	県	41	2.1	14	3.9	11	6.6	18.6
群	馬	県	77	3.8	20	5.5	15	9.0	22.1
埼	玉	県	176	2.4	74	5.8	60	9.9	22.6
千	葉	県	155	2.5	32	3.0	24	4.7	10.5
東	京	都	480	3.6	170	8.3	134	13.3	38.7
	奈川		257	2.8	111	7.0	90	11.8	26.4
新	潟	県	59	2.5	12	3.0	8	4.4	9.3
富一	山	県	27	2.5	3	1.6	3	3.5	6.0
石	Ш	県	47	4.0	8	3.8	6	6.1	16.2
福	井	県	44	5.5	15	10.1	12	17.4	38.6
山	梨	県	30	3.5	4	2.6	2	3.0	9.2
長	野	県	82	3.8	30	7.7	22	12.2	32.1
岐	阜岡	県県	62 105	3.0	24	6.3 5.6	18 31	10.2	19.1
静愛	知知	県	100	2.8 1.3	38 36	2.5	32	9.7 4.7	18.0 10.9
乏三	重	県	54	2.9	18	5.4	13	8.3	16.1
滋	賀	県	53	3.7	15	5.3	14	10.3	16.5
京	都	府	95	3.6	26	5.8	22	10.5	16.4
大	阪	府	414	4.7	121	7.8	89	12.2	25.2
兵	庫	県	260	4.7	40	3.9	33	6.9	12.3
	良		55	3.9	24	9.7	18	16.2	30.0
	歌山		54	5.4	12	7.1	11	14.5	21.9
鳥		県	32	5.5	4	3.8	3	6.1	11.1
島	根		28	3.9	7	5.7	5	8.8	14.1
岡	山		52	2.7	17	4.8	13	7.8	17.6
広	島	県	101	3.5	37	7.2	29	11.6	21.2
山		県	59	4.1	15	6.2	11	9.7	19.7
徳	島	県	31	4.0	6	4.7	3	5.1	16.1
香	JII	県	21	2.1	6	3.4	4	4.8	10.6
愛	媛	県	62	4.4	17	6.9	14	12.3	19.5
高	知	県	19	2.5	7	5.7	5	8.9	20.3
福	圀	県	170	3.3	57	6.1	41	9.0	19.8
佐	賀	県	29	3.4	8	4.9	8	10.4	16.6
長	崎	県	38	2.7	15	5.9	14	11.8	14.8
熊	本	県	85	4.7	20	6.0	15	9.4	20.6
大	分	県	36	3.0	8	3.8	8	8.1	12.0
宮	崎	県	35	3.1	12	5.7	10	10.0	15.2
鹿	児島	県	63	3.7	21	6.8	20	13.3	20.3
沖	縄	県	33	2.4	13	3.9	12	7.2	9.3

^{※ 4} 介護サービス情報公開システム http://www.kaigokensaku.jp/

口10万人当たりの訪問看護ステーション数には、 都道府県間において最大4.2倍の差が存在した。

2. 20 歳未満の在宅療養児への訪問実績のある訪問看護ステーション数(表 2)

1) 訪問看護ステーションの総数に対する 20 歳未満の在宅療養児への訪問実績のある訪問看護ステーションの割合

対象訪問看護ステーション 4,172 件のうち、20 歳未満の在宅療養児への訪問実績のある訪問看護 ステーション数は 1,188 件であった。

都道府県別の訪問看護ステーションの総数に対する20歳未満の在宅療養児への訪問実績のある訪問看護ステーションの割合は、全国平均28.5%(SD9.7)で、その割合が上位の3都道府県は、福井県56.8%、宮城県45.7%、奈良県43.6%であり、下位3都道府県は、鳥取県12.5%、山梨県13.3%、岩手県13.6%であった。したがって、訪問看護ステーションの総数に対する20歳未満の在宅療養児の訪問実績のある訪問看護ステーションの割合には、都道府県間において最大4.5倍の差が存在した。

2) 人口 10 万人当たりの在宅療養児の訪問実績のある訪問看護ステーション数

20歳未満の人口10万人当たりの20歳未満の 在宅療養児の訪問実績のある訪問看護ステーション数は、全国平均5.3件(SD1.9)で、上位3都 道府県は、福井県10.1件、奈良県9.7件、宮城県 9.0件、下位3都道府県は、富山県1.6件、愛知 県2.5件、山梨県2.6件であった。したがって、 20歳未満の人口10万人当たりの20歳未満の在 宅療養児の訪問実績のある訪問看護ステーション 数には、都道府県によって最大6.3倍の差が存在 した。

10歳未満の人口10万人当たりの10歳未満の 訪問実績のある訪問看護ステーション数の全国平 均は8.9件(SD3.4)で、上位3都道府県は、福 井県17.4件、奈良県16.2件、宮城県16.1件で、 下位3都道府県は、山梨県3.0件、富山県3.5件、 岩手県4.0件であった。

10歳未満の人口10万人当たりの10歳未満の訪問実績のある訪問看護ステーション数についても、都道府県によって最大5.8倍の差が存在した。

3) 障害児福祉手当受給者 10 万人当たりの 20 歳未満の訪問実績のある訪問看護ステー ション数

障害児福祉手当受給者1,000人当たりの20歳未満の訪問実績のある訪問看護ステーション数の全国平均は、17.9件(SD80.1)で、上位3都道府県は、福井県38.6件、東京都38.7件、宮城県36.2件で、下位3都道府県は、富山県6.0件、青森県6.6件、岩手8.8件であった。

以上のことから障害児福祉手当受給者 1,000 人当たりの 20 歳未満の在宅療養児に対する訪問実績のある訪問看護ステーション数は、都道府県間において 6.5 倍の差が存在した。

Ⅳ. 考察

本研究において、訪問看護ステーションの総数 に対する20歳未満の在宅療養児の訪問実績のあ る訪問看護ステーションの割合には、都道府県間 において最大4.5倍の差があることが明らかと なった。人口10万人当たりでみても都道府県間 の差は大きく、20歳未満の在宅療養児の訪問実 績のある訪問看護ステーション数では最大6.3倍、 10歳未満の訪問実績のある訪問看護ステーショ ン数では、最大5.8倍の差が存在した。また、20 歳未満の在宅療養児も含まれていると推測される 障害児福祉手当受給者 1,000 人当たりの 20 歳未 満の訪問実績のある訪問看護ステーション数で は、最大6.4倍の差が存在した。これらの結果か ら、在宅療養児に対する訪問看護ステーションの 需給状況には、都道府県レベルにおいて顕著な地 域格差が存在することが示唆された。加えて、本 調査対象の全訪問看護ステーションの人口10万 人当たりの数については、都道府県間の差は最大 4.2 倍であったことから、在宅療養児に対する訪 問看護ステーションの需給状況の都道府県格差 は、全訪問看護ステーションのそれと比べてもよ り大きいと考えられた。

このような地域格差が存在する理由は明らかではない。しかしながら、先行研究の報告によれば¹¹⁾、0歳から 18歳の在宅療養児への訪問看護を実施していない訪問看護ステーションが在宅療養児の訪問を実施しない理由は、「小児訪問看護の経験がある職員がいない」「小児看護を担当する職員がいない」を合わせて 62.2%であった。また、訪

問実績のある訪問看護ステーションの中でも在宅療養児の訪問を断った理由としては、「小児訪問看護を担当するスタッフが不足しているため」が69.5%であったことから、小児看護経験のある訪問看護師の地域偏在が一つの可能性として考えられる。

また、本研究で在宅療養児に対する訪問看護ステーションの需給状況の指標とした全ての数値において、全都道府県の中で福井県が最上位であったが、都道府県別の老人人口10万人当たりの常勤換算訪問看護師数を求めた清水ら¹¹⁾の研究においても、福井県が143.3人(平均94.2人)で最も多かったことが報告されている。このため、福井県のような特定の県には、訪問看護師全般、並びに小児対応可能な訪問看護師の育成、確保に関する有効な施策やシステムが存在する可能性が考えられ、今後ベストプラクティス事例を収集し、小児看護経験のある訪問看護師を増加させることや訪問看護師が小児訪問看護のスキルを身に着けるために有効な方策を明らかにし、全国に普及可能なプログラムを開発していくことが望まれる。

V. 本研究の限界

本研究の調査対象は、一般社団法人全国訪問看護事業協会正会員リスト⁹⁾ で住所が明らかにされている訪問看護ステーション 4,172 件であり、これは 2014 年 4 月 1 日現在の全国の総訪問看護ステーション数 7,473 件の 55.8%となる。このため、本調査は悉皆調査ではなく、全国の都道府県の状況を正確に表していない可能性が存在する。一方、調査対象訪問看護ステーションの内、20歳未満の在宅療養児への訪問を行っていたのは28.5%であり、先行研究^{3). 12)} においても小児への訪問実績がある訪問看護ステーションの割合は26.9%~37.1%と報告されていることから、本研究は一定の代表性を有すると考えられる。

また本研究では、各都道府県の在宅療養児数並 びに訪問看護サービスを必要としている在宅療養 児数を入手することができなかったため、訪問看 護サービス需要状況の指標としては限界が存在す る。今後、これらのデータを入手し、より正確な 状況分析を行い都道府県別の人口当たりの訪問看 護ステーションの必要数を検討する必要性がある と考えられる。

VI. 結 論

本研究により、都道府県レベルにおける在宅療養児に対する訪問看護ステーションの需給状況には、全訪問看護ステーションのそれと比べても大きい地域格差が存在することが示唆された。

引用文献

- 1) 杉本健郎、河原直人、田中英高、他:超重症心身障害児の医療的ケアの現状と問題点 全国 8 府県のアンケート調査 日本小児科倫理委員会報告、日本小児科学学会誌、Vol. 112 No. 1, 94-101, 2014, 2008.
- 享生労働省社会・援護局障害保健福祉部:平成23 年生活のしづらさなどに関する調査(全国在宅障 害児・者等実態調査)、4,2,2013. http://www. mhlw.go.jp/toukei/list/seikatsu_chousa.html (2014.10.14 アクセス)
- 3) 社団法人全国訪問看護事業協会:平成22年度厚生 労働省障害者総合福祉推進事業医療ニーズの高い 障害者等への支援策に関する調査報告書、21,29, 74-92,2011.
- 4) 厚生労働省: 介護保険サービス施設・事業所調査 http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/24-22-2c.html (2014. 10. 4 アクセス)
- 5) 厚生労働省: 訪問看護療養費実態調査 2013 http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/GL08020101. do?_toGL08020101_&tstatCode=000001052926&requestSender=search (2014.10.4 アクセス)
- 6) 一般社団法人 全国訪問看護事業協会:平成24年 度厚生労働省老人保健健康増進等事業地域におけ る訪問看護のサービス提供実態についての調査研 究事業報告書、118,2013.
- 7) 社団法人全国訪問看護事業協会:平成22年度厚生 労働省障害者総合福祉推進事業医療ニーズの高い 障害者等への支援策に関する調査報告書、29,2011.
- 8) 厚生労働省アフターサービス推進室: アフター サービス推進室活動報告書 Vol. 15:2014年3~ 6月、12,2014.
- 9) 一般社団全国訪問看護事業協会正会員リスト http://www.zenhokan.or.jp/business_society/member_list/01hokkaido.html (2014. 9. 14 アクセス)
- 10) 厚生労働省: 介護サービス情報公開システム http://www.kaigokensaku.jp/ (2014. 10. 8 アクセス)
- 11) 清水準一、長内さゆり:緩和ケアに関して専門性 の高い看護師が行う訪問看護師と同行訪問の実施 可能性 — 国内分布と地理的関連性の分析 — 、 日本保健科学学会誌 Vol. 16 No. 4, 177-183, 2014.
- 12) 社団法人全国訪問看護事業協会:平成22年度厚生労働省障害者総合福祉推進事業医療ニーズの高い障害者等への支援策に関する調査報告書、29, 2011.